

令和4年度第5回

# 逗子市個人情報保護運営審議会

令和5年1月17日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和4年度第5回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和5年1月17日(火)

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第20号 捜査関係事項照会書(刑事訴訟法第197条第2項)に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【議会事務局】
3. 諮問第22号 証明書コンビニ交付サービス事業のオンライン統合による保有個人情報の提供について【課税課・戸籍住民課】
4. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員 (0名)

説明のために出席した職員

議会事務局次長	金 明 夫
議会事務局係長	田 中 千 冊
課 税 課 長	淺 野 勉

課税課副主幹	小野寺	宏
市民協働部参事 (戸籍住民担当)戸籍住民課長事務取扱	阿万野	充代
戸籍住民課主事	伊奈	恵子

### 事務局等出席者

総務部参事 (情報公開担当)情報公開課長事務取扱	齋藤	好男
情報公開課副主幹	栗原	達也
情報公開課会計年職任用	杉山	晴美

会議の公開・非公開の別 公開（議題（２）については非公開：逗子市情報公開条例第20条第1項第2号に該当）

傍聴者 なし

### 配付資料

- ・第5回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・令和4年度第3回、第4回個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料1】諮問第20号 捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【議会事務局】
- ・【資料2】諮問第22号 証明書コンビニ交付サービス事業のオンライン結合による保有個人情報の提供について【課税課・戸籍住民課】
- ・【資料3】逗子市個人情報の保護に関する条例の概要及び条例文
- ・【資料4】令和4年第5回 個人情報事務登録簿の報告案件一覧
- ・【資料5】特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の提出・公表事務一覧

午前10時00分開会

○安達会長 おはようございます。

それでは、令和4年度第5回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

それでは、議事に入りますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いします。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 皆様、資料おそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入ります。

議題(1) 逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてであります。事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 先日、昨年になりますが、校正依頼をいたしまして、令和4年度第3回及び第4回議事録を御確認いただけたと思います。時間はかかってしまいましたが、よろしく願いいたします。

○安達会長 皆様既に、大分以前に御校正いただいていると思いますけれども、修正内容等について確認をしてください。

いかがでしょうか。よろしいですか。

万が一何かありましたらお申出いただくこととしまして、一応この場で御異議等ございませんでしたら、これをもって議事録については確定とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、この議事録で一応確定とさせていただきます。

○齋藤総務部参事 ありがとうございます。

○安達会長 では、次に議題(2)に入ります。

所管課の入室をお願いします。

—議会事務局 入室—

○安達会長 諮問第20号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてであります。

本件については、警察からの犯罪捜査等に関わる照会依頼に基づき回答を作

成するというものでして、会議を公開することにより公共の安全の確保に支障を来すおそれがあると思われま。会議は原則公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合は会議は非公開とできる例外規定が逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、非公開といたします。

(非公開)

○安達会長 では、議題(2)の審議が終了しましたので、ここからは会議は公開といたします。

議題(3)に入ります。所管課の入室をお願いします。

—戸籍住民課・課税課 入室—

○安達会長 では、諮問第22号 証明書コンビニ交付サービス事業のオンライン結合による保有個人情報の提供についてを議題といたします。

では、まず職員の皆様の自己紹介をお願いします。

○阿万野市民協働部参事 戸籍住民課長の阿万野と申します。よろしくお願いたします。

○伊奈戸籍住民課主事 戸籍住民課主事の伊奈です。よろしくお願いたします。

○浅野課税課長 課税課長の浅野と申します。お願いします。

○小野寺課税課副主幹 課税課市民税係長の小野寺です。よろしくお願いたします。

○安達会長 よろしくお願いたします。

それでは、諮問の内容について所管から御説明をお願いします。

○阿万野市民協働部参事 証明書コンビニ交付サービス事業のオンライン結合による保有個人情報の提供の概要につきまして、配付させていただきました資料に沿って御説明いたします。

諮問書の別添及びコンビニ交付利用イメージを御覧いただきたいと思ひます。

本年3月1日から、個人番号、いわゆるマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で各種証明書を取得することができるコンビニ交付サービ

を開始する予定でございます。

本サービスにつきましては、市が管理する電子計算機と地方公共団体情報システム機構 J-L I S が構築・運用する証明書交付センターシステムを L G W A N 回線にて結合を行い、個人情報を提供するものでございます。

そのため、逗子市個人情報保護条例第 2 条第 1 項 10 号に規定するオンライン結合に該当することから、このたび諮問させていただきました。

まず、別添資料に沿って御説明いたします。

担当する所管につきましては、総務部課税課と市民協働部戸籍住民課となります。課税課所管の市・県民税課税非課税証明書の発行及び戸籍住民課が所管いたします住民基本台帳に関する事務、戸籍に関する事務、印鑑登録に関する事務に係る個人情報を取り扱うものでございます。

事務の名称につきましては、証明書コンビニ交付サービス事業としております。

事業の目的につきましては、コンビニ交付サービスの開始により、市民の皆様は証明書を取得するために市役所等の窓口に来庁する必要がなくなり、身近な場所で早朝、夜間及び休日にも証明書を取得することが可能になるなど、市民サービスの向上を図ることができるものでございます。

対象となる個人の類型につきましては、マイナンバーカードを所有している方で、本市に本籍、住民登録または印鑑登録がある者、もしくは市・県民税賦課基準日に本市に在住している者となります。

提供する保有個人情報の項目につきましては、住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書、最新年度の市・県民税課税非課税証明書となります。なお、課税課の市・県民税課税非課税証明書につきましては、新年度のみの交付となることから、証明発行時期に合わせまして本年 6 月からのサービス開始となるものとなっております。

対象者数につきましては、利用者用電子証明書を記録したマイナンバーカードをお持ちの方となります。令和 4 年 12 月 31 日現在で市内でマイナンバーカードを交付した人数が 3 万 5, 257 人ありましたので、約 3 万 5, 000 人とさせていただきます。今後もこの対象者数は増加するものと見込んでおります。

提供先につきましては、地方公共団体情報システム機構 J-L I S となりま

す。

コンビニ交付サービスにつきましては、J-LISが運営するサービスでございます。マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等で設置されておりますマルチコピー機で各種証明書の交付を受けることができますのでございます。

続きまして、コンビニ交付サービスの流れを別紙にて御説明いたしますので、コンビニ交付利用イメージを御覧ください。

手続の流れにつきましては、丸囲みの数字で示させていただいております。

①としまして、市民の皆様、利用者はコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機にマイナンバーカードをセットしていただき、マルチコピー機のタッチパネルを操作して、②の証明書の申請を行います。こちらの利用の場所につきましては、マルチコピー機を設置しているコンビニエンスストア等で、全国に現在のところ約5万6,000店舗、逗子市内ではコンビニエンスストア17店舗、そちらで御利用ができます。

利用時間は、1月4日から12月28日まで、年末年始を除きまして午前6時30分から午後11時までが利用となります。なお、メンテナンス等がある日は利用できないということになってございます。

また、戸籍証明書につきましては、平日のみの午前9時から午後5時までの発行対応となっております。

①で申請されましたこちらの情報は、J-LISが運営します証明書交付センターシステムに送信されます。J-LISの証明書交付センターでは、②の利用者証明書用電子証明書が有効であるかをJ-LISの公的認証サービスセンターに照会します。申請内容が有効であると確認された後に、証明書交付センターから本市が構築いたします証明発行サーバに申請情報が送信されまして、証明書の発行要求がなされます。

申請を受け取った本市の証明発行サーバでは、申請内容に基づきまして、申請者の証明情報をPDF化して、そのデータを本市からJ-LISの証明書交付センターに送信します。

また、証明書交付センターでは、当該データに対して改ざん防止及び偽造防止の対策処理を行った上で、③証明書情報をコンビニエンスストアのマルチコ

ピー機に送信いたします。

④の申請者が手数料を現金で入金いたしますと、⑤で証明書が印刷・発行されるというような流れになってございます。

以上がコンビニ交付の流れとなっております。

次に、諮問書に移りまして、オンライン結合の内容につきまして3点御説明いたします。

まず、オンライン結合の方法につきましては、コンビニ交付サービスを実施するに当たりまして、市が管理する電子計算機と地方公共団体情報システム機構が構築します証明書交付センターシステムをL G W A N回線にてオンライン結合するものでございます。今回諮問させていただいているのは、こちらのオンライン結合に係るものでございます。

次に、セキュリティ対策につきましては、L G W A Nを利用いたします。当該サービスはL G W A Nを経由し伝送するシステムであるため、高度なセキュリティを維持し、機密性及び安全性が高いこととなっております。

次に、再委託につきましては、再委託をする場合には、委託先は市に事前に文書による申出を行い承認を受けるものとし、再委託先となる者は委託先に準じて逗子市情報セキュリティ基本方針を遵守し、個人情報の保護及び安全対策を図るものとなっております。

以上、簡単ですけれども、証明書コンビニ交付サービスに係る説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安達会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の方から御質問、御意見等がありましたらお願いします。どうぞ。

○海原委員 課長様の方から、コンビニ市内17店舗という、例えば新宿のたからやなんかもコンビニと同じようなものを扱っていますけれども、コンビニの定義というのはどういうことをいっているのか。

○阿万野市民協働部参事 コンビニエンス、市内ではコンビニだけなんですけれども、他市、全国におきますとスーパーなどもありまして、まずマルチコピー機を置いてあるかどうかというところで、それが設置できているところにつきましては、利用が可能となっております。

- 海原委員 ということは、別にコンビニというのは象徴的に挙げた名前であるということですね。
- 阿万野市民協働部参事 はい。おっしゃるとおりで、コンビニエンスストアが一番多いので、そういう形で挙げさせていただいております。
- 海原委員 続けていいですか。続けます。マイナンバーカードの中で医療というか、保険証とひもづけたマイナンバーカードを所持されている方が利用できるということですか。
- 阿万野市民協働部参事 そうではなくて、先ほど申しました利用者用電子証明書を記録したマイナンバーカードをお持ちの方になります。暗証番号を登録をされていると思うんですけども、そちらのほうを記録されたものをお持ちの方となります。
- 海原委員 先ほどおっしゃった医療情報というのは。医療情報を付加したマイナンバーカードとおっしゃったような気がするんですけども、聞き違いでしょうか。
- 阿万野市民協働部参事 はい。
- 海原委員 提供先ってJ-LISとプラスコンビニ等になるんじゃないでしょうかね、これ。提供先って。
- 阿万野市民協働部参事 コンビニ交付サービスにつきましては、J-LIS、地方公共団体システム機構のサービスのみとなっておりますので、そちらだけになります。
- 海原委員 結果的にコンビニにも提供しているんですけども、そこは無視する。関係ないということではよろしいんですか、理解は。
- 阿万野市民協働部参事 今回のオンライン結合のところの対象ではない。
- 海原委員 謄本は、一番面倒くさいのは、非常に便利なサービスだとは思いますが、一番面倒くさいのは、謄本を取るのが面倒くさいんですけども、本市に謄本がない人は、やっぱり従来どおりのことをやってくると。
- 阿万野市民協働部参事 今回、逗子市では、逗子市に住所がなくても逗子市に本籍がある方も対象とさせていただきます。
- 海原委員 あるけれども、これは本籍は逗子市になければ利用できないということですよ。

- 阿万野市民協働部参事 そうですね、はい。
- 海原委員 セキュリティなんですけれども、僕もよくやるんですけれども、マルチコピー機使っちゃうと証明書の取り忘れとか、それから証明書をマルチコピー機がジャムったときとか、そういうときのマニュアルとか、そういう基準というのはどういう御指導をされているんでしょうか。
- 阿万野市民協働部参事 それは、J-LISと各コンビニエンスストアのマルチコピー機を設置されている事業者が契約するところではございますが、このセキュリティ対策につきましては、そのあたりも指導されております。証明書を取り忘れないように、音声、アラームなどの対応もされて、取り忘れ防止対策等もされております。
- 海原委員 取り忘れがあった場合は、申請者は最初にどこに御連絡したらいいんですか。
- 阿万野市民協働部参事 取り忘れがあれば、アラームが鳴りますので、その方が分かるように。
- 海原委員 他の書類でよくアラームが鳴るんですけれども、それでも私も忘れてきちゃうんですけれども。ほかの書類もそうなんですけれども、原紙をお忘れなくというアラームが必ず鳴るんですけど。お店の方が行政の戸籍住民課のほうへ御連絡するんですかね。
- 阿万野市民協働部参事 万が一そのようなことがあれば、まず取り忘れないような表示とか、あとアラーム対策等されておりますので、その辺を、利用される場合には改めて利用者の方に何かの形で周知させていただきたいと思います。
- 海原委員 システム全体としては、現状庁舎に来庁している方に対しての戸籍情報のやり取りがそのままコンビニエンス等で移行できますよという理解でよろしいですか。それ以外の過不足はないという。
- 阿万野市民協働部参事 はい。
- 安達会長 よろしいですか。
- では、ほかの委員の方。どうぞ。
- 島田委員 幾つかお尋ねしたいんですが、まずは利用の全般的な状況、県内の状況についてなんですけれども、逗子では3万5,000名、マイナンバー所有者が今現在3万5,000名、何%ですか、取得率。

- 阿万野市民協働部参事 こちら12月末の時点ですが、59.8%になっています。
- 森田副会長 それは申請者じゃなくて取得した人の数。
- 阿万野市民協働部参事 交付率です。
- 島田委員 あと、このコンビニ交付サービス事業というのは、マイナンバーカードから始まったのではなくて、全国的にはそれぞれの地域とか印鑑証明から始まっているんですが、神奈川県ではマイナンバーカード以前に始めた自治体はあるんですか。あったんですか。マイナンバーカードは今回ね。
- 阿万野市民協働部参事 住基カード。
- 島田委員 住基カードと、要するにこの制度をやっていた自治体ですよ、マイナンバーカード以前。
- 阿万野市民協働部参事 神奈川県下では、逗子以外はもう既に実施されておりました、逗子市が県下で一番最後の自治体に今なっております。この3月1日から稼働するようになってございますが、その前の住基カードだったときの情報というのは、すみません、手元になくてお答えができないです。
- 安達会長 よろしいですか。
- 島田委員 何か逗子が一番遅かった、何か原因はあるんですか。
- 阿万野市民協働部参事 そうですね、コンビニ交付事業を行うには、ランニングコストとして年間約1,000万程度の経費がかかっています。
- 島田委員 ちょっと今聞き取れなかったのですが。
- 阿万野市民協働部参事 費用としまして、実施するに当たりまして約1,000万のランニングコストがかかっています。逗子市は財政状況が厳しい中で、なかなか導入に踏み込めなかったというところがございます。ただ、本年度、令和4年度に国の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用することができまして、そちらの費用を補正予算で計上させていただきまして、今回導入できる運びとなりました。
- 森田副会長 ただ、今の点は、今後もランニングコストはかかるわけですよ。その点についてはしょうがないだろうということなんですか。
- 阿万野市民協働部参事 先ほど申しましたが、マイナンバーカードの普及率が上がっておりまして、年度内には60%をもう超えるそろそろ見込みになっておりますので、それだけの多くの方がマイナンバーカードを取得していただい

ておりますので、利用が増える見込みとなっておりますので、有効なサービスになると思っております。

○森田副会長 そうすると、従来市役所で交付していた、その負担は減るという見直しはあるわけですか。そっちのコストについては。

○阿万野市民協働部参事 はい。そう見込んでおりますが、近隣各市の実績を参考にさせていただきましても、全て減るわけではなくて、大体近隣でも3パーから7パーぐらい、全体の窓口の交付からすると、そのぐらいがコンビニ交付に移行されているという状況はお伺いしております。今後利用の周知をさせていただいて、できるだけコンビニエンスストア等での利用を促進していきたいと思っております。

○島田委員 利用者にとっては、コンビニで自由に利用できるという利便性のほかに、費用が負担、安くなるんじゃないですか。例えば、通常市役所の窓口で1点証明書取る料金ですよね。それをコンビニで取ると負担を政策的に安くするのは一般的なんですけれども、そこら辺はどうですか。

○阿万野市民協働部参事 県内でもコンビニのほう金額を下げている自治体は最近増えてきてございますが、逗子市は今年度初めてやるところでございますので、将来的にはそのあたりは検討していくことになると思います。

○島田委員 条件は同じだということですね。幾らですか、1通。

○阿万野市民協働部参事 住民票につきましては1通300円。

○浅野課税課長 課税証明についても300円ですね。

○島田委員 そうですか。

あと、課税非課税証明書というのは、具体的には何種類ぐらい、具体的に何種類ぐらいの証明書に適用されるんですか。住民税その他固定資産税等。

○浅野課税課長 こちらは住民税のみ、市民税・県民税の証明でございます。

○島田委員 そうですか。

あと、そうですね、オンライン結合のセキュリティ対策のところを拝見したんですが、LGWANの閉域ネットワークで安心だと。もう一つ、内容が暗号化されるんですよね。それは記述しなくていいですか、ここに。

○阿万野市民協働部参事 諮問書に。

○島田委員 セキュリティ対策として、これは通信が閉じられた専用回線に近い

ということで安全だと書いてあるんですが、送られる情報の内容が暗号化されて送信されるというのも、このコンビニの一つの要素になるんですが、それがないのがちょっと。入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

○**浅野課税課長** おっしゃるとおり、L G W A N、暗号化もされますし、ファイアーウォール等の侵入防止対策も万全なものをやると認識していますので、本来は書くべきだったのかもしれないです。

○**安達会長** ちょっと今の点、もう少し詳しく伺いたいんですけれども。別紙のほうのコンビニ交付利用イメージの図の中で、①②ときて、コンビニ等からJ-L I Sのほうに申請情報が送信されますよね。その後の流れがちょっと分かりにくいんですけれども、J-L I Sから逗子市のほうに向かう矢印というのはないんですね。なくていいんですか。

○**阿万野市民協働部参事** あります、すみません。相互に。

○**安達会長** なくていいわけではないんですか。

○**阿万野市民協働部参事** はい、すみません。

○**安達会長** そうすると、その②の後はJ-L I Sから逗子市のほうに情報が行くわけですよね。

○**阿万野市民協働部参事** 発行サーバのほうに情報が来まして、それに対してその方の情報。

○**安達会長** そうですよ。

○**森田副会長** ちょっとそこは私も誤解をしていて、要するに逗子市から証明書発行情報をJ-L I Sに事前にまとめて送っちゃうのかというイメージで私もいたんですけれども、いや、そうではなくて、それは個別対応になるわけですね。ただ、そういう即時に通信できるようなシステムをつくっておくという、そのことが一応今回問われていることだと思うんですね。

○**安達会長** この逗子市のサーバとJ-L I Sとは常時つながっているわけですね。つながっていて、申請があったときにはその申請情報が逗子市のほうに飛んでいくと。その逗子市のサーバの側ですけれども、そこはどうなっているんですか。そういう申請情報が行くと、もうサーバの中で自動的に処理されるのか、それとも端末で打ち込むのか。

○**阿万野市民協働部参事** 今、こちらの証明発行サーバにつきましては、申請が

あった情報を瞬時に対応できるように、連携するようになっていきます。

○安達会長 申請があると、所管課のほう。

○阿万野市民協働部参事 所管課といいますか、戸籍のベンダーのほうで証明発行サーバを構築しております、そちらのシステム、サーバのほうにデータが行く形になっている。

○安達会長 それは戸籍住民課のほう。

○阿万野市民協働部参事 全体ですね。

○安達会長 全体。

○阿万野市民協働部参事 はい。逗子市コンビニエンス交付サービス、クラウド化しております、そちらのほうのサーバ。

○安達会長 サーバにもう初めから入っているんですか。

○阿万野市民協働部参事 はい。

○安達会長 課税のほうも入っているんですか。入っていて、そうすると特に端末を操作する必要はなく、もうサーバの中で処理をして、対象となるものを検索して、それをJ-LISのほうに送信するという、そういうシステムですか。

○阿万野市民協働部参事 はい。

○安達会長 特に所管課の職員の方のほうで何かそこに関わるということはないと。個別に。

○阿万野市民協働部参事 戸籍につきましては、住所が逗子ではなく本籍がある方のみにつきましては、照会をしていただくことが必要で、突合しなければいけないというのがございまして、事前に照会というのが発生します。

○伊奈戸籍住民課主事 逗子市に本籍があつて住所が逗子ではない場合、他市から逗子市のほうに一度申請を行っていただいて、事前にこちらがオーケーを出さないと、そのまま証明書の発行まで至らないという流れになるので、その手続に関しては、一度その照会に対してこちらでオーケーを出すという手続が端末上で発生します。ただ、通常の住民票の発行であつたりとか、戸籍、本籍も住所も逗子の方の証明書の発行に関しては、特にそういったエラーとか、そういった情報がない限りは、こちらで端末で操作しなくても自動的に発行される形になっています。

○望月委員 逗子に戸籍だけがある人というのは、何が取れることになるんです

か。

○伊奈戸籍住民課主事 今回、逗子市でコンビニ交付を始めるに当たっては、逗子市での戸籍の謄本だったりとか、あと謄本と同じ扱いですけれども人数が違う戸籍の抄本、あと戸籍の附票というものが本籍に付随する情報なので、そういったものが逗子にお住まいでない方でも全国のコンビニエンスストアで取得ができるようになる。

○望月委員 あくまでも逗子市にある情報ということですね。例えば逗子に戸籍がある人が、例えば隣の鎌倉に住民票があって、その住民票が取れるとか、そういう意味ではないですね。

他市との間での結合みたいなものは、それはないんですね。

○伊奈戸籍住民課主事 ないです。

○望月委員 分かりました。

○安達会長 例えば戸籍謄本が欲しいという場合には、コンビニで申請はできると。申請をして、本籍は逗子にあり、他市に住んでいるという場合には、J-LISからサーバのほうにどういう情報が行くのか。逗子市のサーバに行って、それは所管課のほうで確認しないと、その後そこでストップして、そこから先に行かないということですか。

○伊奈戸籍住民課主事 はい、おっしゃるとおりです。一度その事前の申請が済んでいれば、その後の証明を出すのには、その都度必要なわけではないですけれども、最初の申請が必要なので、申請が済んでいない方が戸籍の謄本を取得するためには、即日ではできなくて、事前の申請から数日間日数が必要だというふうな御案内になります。

○安達会長 そうなんですか。

○伊奈戸籍住民課主事 はい。

○安達会長 そうすると、コンビニにもう一回行かなければいけないということですか。

○伊奈戸籍住民課主事 そうですね、はい。

○安達会長 分かりました。どうぞ。

○島田委員 再委託について書かれていますよね。委託先は市に事前に文書による申出をして承認を受けるものとし、再委託先となる者は云々のところですが

ね。今回の場合、J-L I Sで、非常に多くの自治体がこれを行っていると思うんですけども、そういう場合、これが実効性があるかどうかなんですよ。実際J-L I Sにこれを要請されました。再委託の場合、承認を受けるということになっているけれども、承認を受けられますか。個別の自治体に対してこういう対応を向こうはやってくれますか。

○阿万野市民協働部参事 こちらの再委託としているものにつきましては、先ほども申しました逗子市、本市の証明発行サーバを委託しております事業者に対することにさせていただいております。

○島田委員 ちょっとよく分からない。

○森田副会長 コンビニの側のことなんですか。

○阿万野市民協働部参事 いや、ではなくて。

○森田副会長 実は何の再委託なのか私もよく分からなかったの。

○阿万野市民協働部参事 証明発行サーバ、こちらの戸籍システムのベンダーに委託しておりますが、そちらの再委託に係るということを示させていただいております。

○森田副会長 逗子市のサーバを既に委託しているわけですか、ほかの事業者に。その再委託ですか。

○阿万野市民協働部参事 はい、すみません。

○安達会長 それはそう書いていただかないと、これでは分からないですよ。

○森田副会長 どこに再委託するのかというのがちょっと、どの部分を再委託するのか、ちょっと私もわからなかったの。

○望月委員 これは、結局逗子市さんがJ-L I Sにオンライン結合するそのところの事業を委託する、あるいはそれをまたさらに再委託する、そういう関係でいいのか。逗子市として責任を持たなきゃいけないものというのが、何なのかなという。J-L I SはJ-L I Sで、またJ-L I Sが管理する部分とこう分かれているわけですよ。

○安達会長 証明発行サーバの管理運営を委託するんですか。

○阿万野市民協働部参事 はい。

○安達会長 それについて再委託が発生する可能性があるという場合の定めということですか。これ、サーバというのはクラウドなんですか。

- 阿万野市民協働部参事 はい、クラウドです。
- 安達会長 そうすると、別に市役所の中にあるわけではないという。
- 森田副会長 でも、そうだとすると、現時点で委託はしているわけですよね。  
現時点での委託の際の条件として、この再委託については事前に文書でという、  
そういう内容は入っていないんですか。
- 阿万野市民協働部参事 入っております。
- 森田副会長 入っているわけですよね。だから、それをこの事業に関しても同  
じように適用するという、そういう意味ですね。
- 海原委員 島田委員の詳しいIT系の話なんですけれども、証明書を申請した  
り、証明書を送信、受理したりするマルチコピー機なんですけれども、いろん  
な呼び方をしていますけれども、アウトキューとか印刷キューには必ずたまっ  
ているんですね。一旦消えたようにはユーザには見えるんですけれども、実際  
は残っていると思うので、それはどういう処理をされているんですか。
- 阿万野市民協働部参事 データは発行した時点で全て消去されることになって  
ございます。
- 海原委員 逆にメールなんかで、メール削除したけれども、機械上には削除し  
たように見えるけれども、残ってはいるけれども、それも消えるということ  
ですね。
- 浅野課税課長 それは端末もそうですし、その前のJ-LISのいわゆるシス  
テムですね、証明書交付センター、こちらのほうも証明書を印刷した後にデー  
タは自動消去されるという仕組みです。
- 安達会長 ほかに御質問、御意見等ございますか。いかがでしょうか。
- 島田委員 あと、課税非課税証明書は他の税でもやっているところあると思  
うんですが、計画はどうなんですか。
- 浅野課税課長 現在のところは、市民税・県民税の課税非課税証明のみになる  
ということです。そこまでやらない理由としましては、委員おっしゃったほか  
の自治体の状況を見ましても、ほとんどが課税非課税証明のみでして、まれに  
納税証明書を発行しているところもあるんですが、ただ一番問題なのが、今コ  
ンビニでも税金を払うことができますけれども、コンビニで払ったものを、そ  
れをそのまま証明書を発行したいということで行きましても、タイムラグがど

うしても発生しますので、その場での発行ができない。そこでちょっとトラブル等があるということを知っていますので、なかなか納税証明までは今は考えていません。

それから、固定資産税の関係でおっしゃった証明につきましては、主に評価証明書ですとか、そういったものが多いかと思えますけれども、こちらが一番窓口で申請が多いのが業者さん、つまり売買に関わる関係で取る方が多いんですが、委託をされた業者さんですとマイナンバーを使って取ることができませんし、また相続関係で取る方もいらっしゃるんですが、それも御本人じゃなくて親族とか、本人以外の方でいらっしゃるの、それもマイナンバーを使った今回のコンビニ交付にはなじまないものということで、範囲には入れておりません。

○安達会長 ほかに御質問等ございますか。

差し当たり、コンビニだけに限定して事業はされるということなんですか。イメージ図のほうはコンビニ等となっているんですが。事業名はコンビニ交付サービス事業となっているので。当面はコンビニだけに限定して始めるということなんでしょうかという趣旨の質問です。

○阿万野市民協働部参事 全国で5万6,000店舗のコンビニまたはスーパー、ショッピングセンター等で使えますが、今、通称として逗子市ではコンビニ交付サービスということで規定させていただいております。

○安達会長 ということは、どういうことなんですか。要するに、コンビニというところでコンビニ等も含んでいるということなんですか。

○阿万野市民協働部参事 おっしゃるとおりで、主とするとコンビニになっておりますので、コンビニに省略させていただいております。

○安達会長 名称だけ見るとコンビニだけのように読めてしまうので、もしそれ以外もすぐ広げていくという想定であれば、事業名自体もコンビニ等としていたほうがいいかなというふうにちょっと思っただけの話です。余計なことですけども。

○浅野課税課長 コンビニ以外ですと、一般的にスーパーですとかドラッグストアですとか、一部の市役所の中にも端末があるところもあるようなんですけども、まだまだ少数で、ほとんどコンビニ、大多数のコンビニに置いてある端

末ということなので、あまり等と入れると、ほかに何かあるのかと、あるいは市内にもなかなかコンビニ以外のところはないということです。

○森田副会長 当面逗子市でスタート時に想定している店舗としては、コンビニだけなんですか、先ほど言った17店舗というのは。いわゆる典型的なコンビニだけ、当面はね。ただ、将来的にはそういうコンビニと言われないうところであつても、同じ機械が置かれるようになれば、そこに適用されると、そういう形なんですね。

○阿万野市民協働部参事 はい。

○森田副会長 その状態で「等」というかどうか。ただ将来的にそこまで念頭に置いているんだとすると、あまりコンビニ限定的な印象を与えちゃうのはよくないかなとは確かに。

○安達会長 そこは、この審議会の審議対象ではないので。御参考までにということ。

いかがでしょうか。先ほどのオンライン結合の内容等の3の再委託についてのところは、もうちょっと趣旨を明確にさせていただいたほうが分かりやすいので、そこは直していただければと思います。

それから、イメージ図のほうも、やはり先ほど申しましたように、J-LISから逗子市に行く矢印もつけておいていただいたほうがいいかなと思いますので、その点少し御検討ください。

○島田委員 あと、課税非課税証明書の市民税だけでしたら、市民税と特定して書いてもらったほうがいいんじゃないですかね。課税非課税証明書、これが当面市民税だけということですので。課税非課税証明書、いろいろある。それは特定したほうがいいんじゃないですか。

○安達会長 課税課で扱っているのは、そもそも市民税だけという。

○浅野課税課長 課税課では課税証明といえば市民税・県民税の証明ということで、今回はということ。

○安達会長 それ以外はないということですよ。

○浅野課税課長 そうですね。そのほかは固定資産税であると、さっき申し上げたとおりです。

○島田委員 課税非課税証明書というのは市民税のことですかね。

- 浅野課税課長　そうです。
- 海原委員　個人的なんです、私などはコンビニ行くより市庁舎に行くほうが近いので、丁寧にやっていただいて非常にありがたいと思っているんですけども、従来どおり印鑑証明取りたいときは、印鑑証明とか免許証を持っていけば、従来どおりの市役所の人員体制で対応というのはできるんでしょうか。
- 阿万野市民協働部参事　従来どおり対応させていただきます。
- 海原委員　よろしくをお願いします。
- 安達会長　だんだんマイナンバーカードを持っていない人のほうが少数派になりつつあるんですが。
- よろしいですか。ほかに特に御質問、御意見等ございますか。
- それでは、お諮りします。
- 本件について、諮問内容は相当であるということによろしいでしょうか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 安達会長　では、承認させていただきます。
- 答申書は後日事務局を通じて所管課にお届けいたしますので、それまでお待ちください。
- では、本件に関しては以上といたします。お疲れさまでした。
- 戸籍住民課・課税課　退室—
- 安達会長　本件については、少し修正をお願いする事項もありますので。
- 栗原情報公開課副主幹　修正項目の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。今のです。暗号化の部分はセキュリティの中に、L G W A N ですから暗号化というのは当然ありますものですから、よろしいですか。
- 島田委員　内容を暗号化して送受信することを入れたほうがよいです。
- 齋藤総務部参事　あとは、再委託。
- 安達会長　そうです、再委託について。
- 森田副会長　何を再委託するのかという。
- 齋藤総務部参事　証明書発行サーバの委託についてというところですね。証明書発行サーバの再委託についてを再委託の部分に加える。
- 栗原情報公開課副主幹　あとはイメージ図で、J - L I S から市側に上る矢印が抜けているというところで、そちらを足して。

○安達会長 本来は、正確に言うと②の後に③が逗子に向かって、④が逗子市からJ-L I Sに行くのが④になるはずですからね。

○森田副会長 この図だと、逗子市からJ-L I Sへの矢印が何か別のどーんという矢印で書いてあるので、丸ごとあらかじめ行っちゃうのかという感じがあるんですけども、これはやっぱり①から⑤までの流れの中でやり取りするんだということが分かるように。

○栗原情報公開課副主幹 分かりました。

○齋藤総務部参事 続いての③、④をそこに入れて、あとずらすような形で。

○安達会長 そうですね。

○栗原情報公開課副主幹 では、そちらは修正をしてメールのほうで送らせていただきます。

○安達会長 その修正をメールで確認していただいて、答申書を作成するという  
ことで、お願いします。よろしいですか。

それでは、本件についてはそのように扱わせていただきます。

では、議題の（４）その他になります。事務局のほうからお願いします。

○齋藤総務部参事 ちょっと時間もなくなってきましたが、報告のほうは４点ござ  
います。一番最後に日程調整をお願いしたいと思います。

報告のほうはちょっと一括でさせていただきます。

まず、資料の３を御覧ください。日程調整はまた後ほどさせていただきます。

では、資料の３のほうから御説明いたします。

まず、こちら、逗子市個人情報の保護に関する条例の概要になります。まずは、令和４年３月の令和３年度第４回審議会ですね、そちらで個人情報の保護に係る対応についての諮問を審議会のほうに提出させていただきました。

その後、延べ５回の審議会の審議を経まして、７月に答申をいただきまして、条例のほうを制定することができました。ありがとうございました。

逗子市個人情報の保護に関する条例、骨子案というものを令和４年８月１６日から９月１５日までの３１日間、パブリックコメントを実施しまして、市民の方に意見をいただきました。１件の意見をいただきました。特にこれは条例に直接関係するものではなかったものです。

条例の案ですね、条例ができまして、条例の案につきましては令和４年１０

月31日開会の市議会第4回定例会に議案第52号としまして、逗子市個人情報の保護に関する条例の制定ということで、議案として提出いたしました。その後、11月15日の本会議において議決をいただきまして、11月17日に公布となっております。

条例の規定内容については、この条例の概要の資料に記載のとおりになります。

諮問で答申をいただきました個人情報取扱事務の登録、開示決定等の期限、個人情報保護委員、この会議である個人情報保護運営審議会等の規定であります全16条から成る条例となりました。

条例の名称についてですが、審議会での意見を反映しまして、施行条例とはせず、法律の名称を受ける形といたしました。

法律から委任された事項または許容される事項など、法の施行について定める条例の趣旨については、第1条に規定いたしました。

第13条に個人情報保護運営審議会の規定を置いておりまして、こちらに所掌事項等を規定しております。

これまでの諮問事項については、審議会の中で報告を受けて、それについていろいろ報告を受けるという形でおっしゃっていただきましたので、そちらのほうも条例のほうに規定しております。

附則の第1項ですね、施行日は改正法の施行日である令和5年4月1日としました。

附則の2項で、現行の条例、こちらの条例についてはこの日をもちまして廃止となります。新しい条例が施行されます。

附則の7項で、逗子市個人情報保護運営審議会の現委員である者、皆様になりますが、新条例に基づく審議会の委員に委嘱された者とみなす規定を置いております。その任期につきましては、現委員の残任期間と同一の期間といたしておりますので、引き続き審議会の委員として皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

第2条に、定義としまして、実施機関の定義を置いております。以前説明したとおり、議会については市の機関から除外されることになっております。これは、国の裁判所と同様に、議会においては自立的な対応の下、個人情報の適

切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の、個人情報保護法の適用の対象から除外されることになったものです。

ただ、議会では全国議長会から条例例というものが示されております。それに基づきまして、実際には個人情報保護法と同じようなものが条例に規定されることになりました。かつ、新条例に定めた本市独自の取組ですね、開示の日数とか、そういったものを加える形で、新たに逗子市議会の条例を制定する予定であるということ聞いております。

条例については以上になります。次に……

○森田副会長 議会条例はまだできていないわけですか。

○齋藤総務部参事 議会条例は次の定例会で出す予定になっております。

続けてよろしいですか。

○安達会長 はい。

○齋藤総務部参事 次に、資料にはないんですが、防犯カメラの設置状況について御報告させていただきます。栗原のほうからお願いします。

○栗原情報公開課副主幹 すみません、こちら資料はないんですけども、公共施設に設置してあります防犯カメラにつきまして、設置状況に動きがありましたので、御報告させていただきます。

市営の駐輪・駐車場に設置しておりました防犯カメラなんですが、こちらは令和4年10月1日から、運営を公益財団法人自転車駐車場整備センターに移管しましたことから、市が従来設置しておりました防犯カメラを撤去いたしました。

以上でございます。

○齋藤総務部参事 続きまして、3番目になります。令和4年第5回個人情報事務登録簿の報告件数について御報告させていただきます。栗原のほうから。

○栗原情報公開課副主幹 それでは、資料4を御覧ください。

個人情報事務登録簿につきまして、今回新規の登録が1件と内容の変更が3件ございますので、御報告いたします。

資料4中の登録簿を御覧ください。

新規ですが、実施機関が教育委員会、こちら子育て支援課になります。事務の名称はボーネルンドイベント受付事務、記録の名称は記載のとおり、収集の

方法は本人から、ホームページから申込みを受けております。これは、イベントの参加申込者の受付事務として利用をしております。ポーネルドイベント、玩具メーカーになりますね、そのおもちゃを使って遊ぼうといったイベントを企画をして、その申込み等に個人情報の収集をしたという報告が新規で来ております。

続いて、変更になります。変更につきましては、いずれも実施機関が市長になります。

まずは企画課になります。事務の名称は移住・定住促進事務です。変更箇所につきましては、当該事務におきましてオンラインによる相談会を実施することになりましたものですから、収集目的の中にそれを加えさせていただいております。本人から収集をしておりますして、申込み受付対象者との連絡に当該個人情報を利用しております。

続きまして、総務課になります。事務の名称は国の統計調査事務になります。こちらは、調査対象者の名簿を住民基本台帳から作成する方法に事務が変更になったため、登録簿を修正しております。記録の名称は記載のとおり、調査結果のほうは県を経由して国のほうに提出しております。

最後になりますが、こちら環境都市課になります。こちらは、先ほど申し上げた防犯カメラの撤去に基づきまして登録簿の修正をしておるところです。登録簿の内の記録の名称から、防犯カメラ画像データのほうを削除しております。

以上で、登録簿についての報告を終わります。

○海原委員 2番の企画課の移住・定住なんですけれども、日本国籍を持った外国人の方も対象と考えてよろしいでしょうか。

○栗原情報公開課副主幹 こちらの事業を利用できるかということでもよろしいでしょうか、そういう方が。

○海原委員 はい。

○栗原情報公開課副主幹 確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。どういふ方がこちらを利用できるかというところまでは、すみません、ちょっと確認をしておりますでした。

○海原委員 無理なことをすみませんが、もし可能であれば。

○栗原情報公開課副主幹 分かりました。

続きまして、すみません、資料5を御覧いただけますでしょうか。

特定個人情報保護評価について、引き続き説明をさせていただきます。

今回、既に公表している評価書のうち、評価書の内容が修正されたことにより、評価の見直しをした評価書がありますので、御報告をさせていただきます。

対象の評価書につきましては、評価書番号13番、介護保険に関する事務、所管課が高齢介護課になります。再評価をした日が令和4年8月31日になります。見直しをした内容ですが、番号法の改正によりまして、公金受け取り口座情報の取得、当該口座への振込ということが実施できるということになったということで、こちらを事務の概要欄のほうに記載をしております。

見直し後の評価書については、現在、個人情報保護委員会のホームページから閲覧が可能となっております。

以上です。ありがとうございました。

○安達会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告について御質問、御意見等ございますか。いかがでしょうか。

先ほど口頭で御報告いただいた防犯カメラの件ですが、市営の駐輪場について運営を移管したために防犯カメラを撤去したという、そういう御説明でしたが、ということは、現状でこの市営駐輪場等については防犯カメラはないということですか。

○栗原情報公開課副主幹 こちらの委託、事務を移管をしたこちらの団体が新たに設置をしたと聞いております。

○安達会長 撤去をして、改めて委託先のほうで別途防犯カメラを設置しているということですか。

○栗原情報公開課副主幹 はい。

○安達会長 そうすると、その防犯カメラに関する市の要領、要綱は適用されないということですか。

○栗原情報公開課副主幹 そうなります。

○安達会長 移管先のほうで何かそういう決まり事を定めているんでしょうか。

○齋藤総務部参事 移管先の……

○安達会長 防犯カメラの使用ルールですね。

○齋藤総務部参事 それは、この整備センターで、防犯カメラをやっているところ

ろで、ちゃんとそれは決めてやっていると思います。

○安達会長 そこはもう市としてはあずかり知らないということですか。

○齋藤総務部参事 そうなります……、駐輪場自体の管轄がもう市から手放した形、管理運営全てをそちらのセンターのほうに任せてという形になりまして、条例のほうも廃止しております。

○安達会長 そうなんですか。

○齋藤総務部参事 そうなんですね。

○安達会長 もう市の管理下がないという。

○齋藤総務部参事 管理下がない状況に今なっています、10月1日から。

○安達会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

特に御質問等なければ、御報告として承るということにいたします。

(次回日程の調整)

○安達会長 ほかに何かありますか。

特に御発言がなければ、本日は以上で審議案件は終わりましたので、全て本日の会議は終了ということで、閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時39分閉会